

# KASHIHARA

*Business Press*

March 2022 **3**

事業所内皆様でご覧下さい



ますだいわふね

益田岩船（白橿町 奈良県指定史跡 令和3年11月29日撮影）

住宅地から続く貝吹山（かいぶきやま）の東峰、険しい上り坂を5分ほど歩くと花崗岩の巨岩が現れます。大きさは東西約11m、南北約8m、高さ約4.7m。重さは約800トンもあるという説もあり、上部には一辺約1.6m、深さ約1.2mの穴が空けられています。（紹介文：橿原市 HP より抜粋）

- ・ 2022年4月からの主な法改正について 詳細は P2~3 をご覧ください
- ・ 令和4年度税制改正のポイント 詳細は同封のチラシをご覧ください



中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます

中小企業の事業主の皆さま

労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます！

令和4年4月1日より

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます(令和4年3月31日までは努力義務)。

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

Table with 2 columns: 代表的な言動の6つの類型 (Physical attack, Psychological attack, etc.), 該当すると考えられる例 (Physical assault, Personality denial, etc.)

※個別の事案について、パワーハラスメントに該当するの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。

厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

厚生労働省リーフレット「2022年(令和4年)4月1日より、「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されます！」より

「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

Table with 2 columns: 事業主の方針等の明確化および周知・啓発, 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備, etc.

職場におけるパワーハラスメント防止等のための望ましい取り組み

以下の望ましい取り組みについても、積極的な対応をお願いします。

- パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントは、単独ではなく複合的に生じることが想定し、一元的に相談に応じることのできる体制を整備すること
職場におけるパワーハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための取り組みを行うこと

職場におけるパワーハラスメント防止措置に関する詳しい情報・お問い合わせ

都道府県労働局雇用環境・均等部(室) https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf

社内の体制整備に活用できる情報・資料

- 事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料
厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」
職場におけるハラスメントに関する情報を発信しています。



育児・介護休業法が改正されました ～令和4年4月1日から段階的に施行～

中小企業事業主の皆さまへ

厚生労働省 都道府県労働局

改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

令和4年4月1日から義務化される事項

1 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備が必要です！

- ①～④のいずれかを実施してください(相違が望ましい)。産後バ/育休は、令和4年10月1日から施行
①育児休業・産後バ/育休に関する研修の実施
②育児休業・産後バ/育休に関する相談体制の整備(相談窓口や相談対応者の設置)

- 具体的には?
①「研修」
対象は、全労働者が望ましいですが、少なくとも管理職は、研修を受けたことがある状態にしてください。
②「相談体制の整備」
窓口を設ける場合、形式的に設けるだけでなく、実質的な対応可能な窓口を設けてください。

2 個別の周知・意向確認が必要です！

令和4年4月1日以降の申し出が対象です。取得を控えさせるような形の周知・意向確認は、この措置の実施とは認められません。

Table with 2 columns: 誰に? (本人または配偶者の) 妊娠・出産の申し出をした労働者, 何を? (1~4全てを行ってください。), いつ? (妊娠・出産の申し出が産前予定日の1か月前以上前に行われた場合)

就業規則の変更

第1弾「令和4年4月1日」までに就業規則の変更が必要ですよ！

有期雇用労働者が育児休業・介護休業を取得できる要件が緩和されます。就業規則に、右記(1)の要件が記載されている場合は、その記載を削除する必要があります。

- 具体的例(現行の規定例と削除対象)
有期雇用労働者については、次のいずれにも該当するものに限り休業をすることができ。
●育児休業
(1) 引き続き雇用された期間が1年以上、←削除!
(2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

【第2弾】は右記をご覧ください

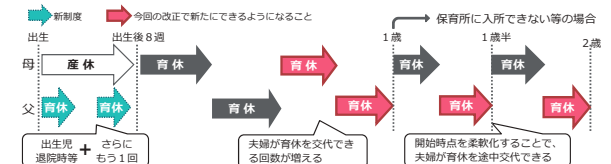
第2弾「令和4年10月1日」までに就業規則の変更が必要ですよ！

産後バ/育休(出生時育児休業)の創設

Table with 2 columns: 対象期間/取得可能日数, 申し出期限, 分割取得, 休業中の就業

育児休業制度の変更(改正後の内容)

Table with 2 columns: 1歳までの育児休業, 2歳までの育児休業



中小企業向け支援をご活用ください

ハローワークにおける求人者支援員による支援など

ハローワークでは、育児休業中の代替員を確保したい企業を支援しています。求職者が応募しやすい求人条件の設定に関するアドバイス、求職者への応募の働きかけなどを行っています。

両立支援等助成金(令和3年度)

Table with 2 columns: 出生時両立支援コース(子育てバ/育休), 育児休業等支援コース

中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業

制度整備や育児休業中の代替員確保・業務代替等でお悩みの企業に、社会保険労務士等の専門家を無料でアドバイザーします。

イクメンプロジェクト

改正育児・介護休業法も踏まえて、男性の育児休業取得促進等に関するオンラインセミナーを令和4年3月まで毎月開催しています。また、社内研修用資料などがダウンロードできます。

お問い合わせ先 各都道府県労働局 雇用環境・均等部(室) https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaianai/roudoukyoku/index.html

# 女性活躍推進法が改正 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大

## 令和4年4月1日から 女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、情報公表が 101人以上300人以下の中小企業にも義務化されます

「改正女性活躍推進法」では、一般事業主行動計画の策定が、常時雇用する労働者が301人以上の企業に義務づけられています。令和4年4月1日から、101人以上300人以下の企業にも策定・届出と情報公表が義務化されます。

### 一般事業主行動計画の策定・届出の進め方

「一般事業主行動計画」とは、企業が自社の女性活躍に関する状況把握と課題分析を行い、それを踏まえた行動計画を策定するものです。行動計画には、計画期間、数値目標、取組内容、取組の実施時期を盛り込まなければなりません。行動計画の策定から届出までの流れは、以下の4つのステップをご参照ください。

#### ステップ1 自社の女性の活躍状況を、基礎項目に基づいて把握し、課題を分析する

##### 基礎項目（必ず把握すべき項目）

- 採用した労働者に占める女性労働者の割合（区）
- 男女の平均継続勤務年数の差異（区）
- 管理職に占める女性労働者の割合
- 労働者の各月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況

把握した状況から自社の課題を分析してください。



- ・自社の状況把握のためには、基礎項目に加えて選択項目（必要に応じて把握する項目）を活用することが原因の分析を深めるために有効です。選択項目の詳細は、パンフレットをご覧ください。
- ・（区）の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに把握を行う必要があります。
- ・雇用管理区分とは、職種、資格、雇用形態、就業形態等の労働者の区分です。当該区分に属している労働者について他の区分に属している労働者と異なる雇用管理を行うことを予定して設定しているものです。  
例：正社員、契約社員、パートタイム労働者/事務職、技術職、専門職、現業職など

#### ステップ2 一般事業主行動計画を策定し、社内周知と外部公表を行う

ステップ1を踏まえて、「a」計画期間「b」1つ以上の数値目標「c」取組内容「d」取組の実施時期を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、労働者に周知、外部に公表してください。

#### ステップ3 一般事業主行動計画を策定したことを都道府県労働局に届け出る

届出の様式は、以下をご参照ください。

- 一般事業主行動計画策定・変更届の届出参考様式  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000713159.doc>
- 次世代法に基づく行動計画と一体的に策定、届出をする場合の届出様式  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000744481.doc>

#### ステップ4 取組を実施し、効果を測定する

定期的に数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。



厚生労働省リーフレット「令和4年4月1日から女性活躍推進法に基づく行動計画の策定・届出、情報公表が101人以上300人以下の中小企業にも義務化されます」より

### 女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について、以下の項目から1項目以上選択し、求職者等が簡単に閲覧できるように情報公表してください。

① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>・採用した労働者に占める女性労働者の割合(区)</li> <li>・男女別の採用における競争倍率(区)</li> <li>・労働者に占める女性労働者の割合(区)(派)</li> <li>・係長級に占める女性労働者の割合</li> <li>・管理職に占める女性労働者の割合</li> <li>・役員に占める女性の割合</li> <li>・男女別の職種または雇用形態の転換実績(区)(派)</li> <li>・男女別の再雇用または中途採用の実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女の平均継続勤務年数の差異</li> <li>・10事業年度前およびその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合</li> <li>・男女別の育児休業取得率(区)</li> <li>・労働者の一月当たりの平均残業時間</li> <li>・雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間(区)(派)</li> <li>・有給休暇取得率</li> <li>・雇用管理区分ごとの有給休暇取得率(区)</li> </ul>

※「(区)」の表示のある項目は、雇用管理区分ごとに公表を行う必要があります。  
※「(派)」の表示のある項目は、労働者派遣の役職の提供を受ける場合には、派遣労働者を含めて公表を行うことが必要です。  
併せて、上記の項目とは別に、以下の項目についても、女性活躍推進法に基づく公表が可能です。  
・女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に資する社内制度の概要  
・労働者の職業生活と家庭生活の両立に資する社内制度の概要

### 早めに行動計画を策定するとメリットがあります

101人以上300人以下の企業が行動計画を策定すると、以下の制度等を活用できます。(令和3年12月現在)

- ①公共調達における加点評価（問い合わせ先：内閣府男女共同参画局）  
各府等が実施する総合評価策礼方式または企画競争による調達で有利になる場合があります。  
[https://www.gender.go.jp/policy/positive\\_act/pdf/wlb\\_torikum01.pdf](https://www.gender.go.jp/policy/positive_act/pdf/wlb_torikum01.pdf)
- ②「働き方改革推進支援資金」特別利率による資金融資（問い合わせ先：日本政策金融公庫）  
働き方改革実現計画を実施するために必要とする設備資金と運転資金に活用できます。  
[https://www.ifc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata\\_m.html](https://www.ifc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html)

### 「えるぼし」認定・「プラチナえるぼし」認定

「えるぼし」認定	一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。
「プラチナえるぼし」認定	えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

#### 認定取得のメリット

- ・認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」または「プラチナえるぼし」を商品や広告などに付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。また、そのことにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることも期待できます。
- ・認定を受けた企業は、公共調達で加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。
- ・また、プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除されます。

女性活躍推進法に関する詳しい情報は、都道府県労働局雇用課・均等部（室）へ  
①<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定しましょう（詳しいパンフレット）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000614010.pdf>

③中小企業のための女性活躍「行動計画」策定プログラム  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000612149.xls>  
一般事業主行動計画の策定等、表面のステップ1からステップ2（行動計画策定まで）を簡単に行うことができます。



(令和4年1月)

## ●労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」 ●改正育児・介護休業法 ●女性活躍推進法 についての詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。 <https://www.mhlw.go.jp/index.html>



## 令和2年改正個人情報保護法 政令・規則の概要

～令和4年4月1日施行～

テーマ	法改正の内容	政令・規則案の内容
漏えい等報告・本人通知	漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知を義務化する	・報告対象：①要配慮個人情報、②財産的被害が発生するおそれがある場合、③不正アクセス等故意によるもの、④1,000人を超える漏えい等を報告対象とする ・委員会への報告：速報と確報の二段階。事態の発生を認識した後、速やかに速報を求めるとともに、30日（上記③の場合は60日）以内に確報を求める
仮名加工情報	「仮名加工情報」を創設し、内部分析等を条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する	・加工基準：①氏名等の特定の個人を識別できる記述等、②個人識別符号、③財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除・置換を求める
個人関連情報	提供先において個人データとなることが想定され情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける	・提供元における本人同意の確認方法：提供先から申告を受ける方法等とする ・提供元における記録義務：①提供年月日、②第三者の氏名等、③個人関連情報の項目等を記録させ、原則3年の保存を求める
越境移転	・本人同意に基づく越境移転：同意の取得時に、本人へ剋青報提供を求める ・体制整備要件に基づく越境移転：移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じた情報提供を求める	・同意取得時に本人に提供すべき情報：①移転先の所在国名、②適切かつ合理的な方法で確認された当該国の個人情報保護制度、③移転先が講ずる措置について情報提供を求める ・移転先が講ずべき「必要な措置」：①移転先における個人データの取扱状況及びそれに影響を及ぼしうる移転先の所在国の制度の有無の定期的な確認、②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人データの提供を停止）を求める
法定公表事項	— (制度改正大綱に記載)	・公表事項：安全管理のために講じた措置を追加（ただし、公表により支障を及ぼすおそれがあるものを除外）

※その他、開示方法、オプトアウト届出事項、申請手続き、届出等様式や権限委任規定等の所要の改正を実施

個人情報保護委員会 令和2年改正個人情報保護法概要資料より

改正個人情報保護法についての詳細は個人情報保護委員会ホームページをご覧ください。

<https://www.ppc.go.jp/index.html>



# 事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間 2022年1月31日(月)～5月31日(火)

### 事前確認について

檀原商工会議所では、事業復活支援金の事前確認作業を当所の会員事業所を対象に行います。

※事前確認を希望される際は、事業復活支援金事務局ホームページから「申請ID」を取得してから檀原商工会議所 中小企業相談所（☎0744-28-4400）まで、電話にてご連絡ください。  
 ※一時支援金・月次支援金で既に申請・受給された方や、他の月で月次支援金を既に受給されている方については、事前確認を行わず申請することができます。  
 ※檀原商工会議所では、申請希望者が給付対象であるかの判断・確認は行いません。また、事前確認の完了をもって、給付対象になるわけではありません。給付対象については、事業復活支援金事務局ホームページに掲載されている内容や資料等よりご確認ください。

### 事業復活支援金の概要

#### 給付対象

**①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象** となり得ます。

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- 2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

#### 給付額

- 中小法人等 上限最大250万円
- 個人事業者等 上限最大50万円を支給します。
- 給付額 基準期間※1の売上高 - 対象月の売上高 × 5か月分

#### 給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高※2 1億円以下	年間売上高※2 1億円超～5億円以下	年間売上高※2 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

### 新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかの影響を受けて売上減少している方が対象です。

- 1 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請※(個人消費の機会の減少につながるもの)
- 2 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- 3 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- 4 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- 5 コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
- 6 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと
- 7 コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- 8 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請※(業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの)
- 9 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

### 新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません

実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。

売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。

要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

#### 相談窓口

**0120-789-140** 電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。  
 ※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご利用ください。  
 IP電話専用回線 03-6834-7593 受付時間 8:30～19:00(土日・祝日含む全日)

#### ホームページ

事業復活支援金 検索 <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

**⚠ 不正受給は犯罪です!**

# 橿原市からののお知らせコーナー

橿原市から提供いただいた情報を掲載しています。

## Subsidy business 補助事業

### < 橿原市事業継続支援金の申請期限を延長しました >

【申請期限】 2/28 (月) ⇒ 3/31 (木) ※消印有効

新型コロナウイルス感染症の影響で金融機関などから融資を受けた事業者を支援するため、融資にかかる利子及び保証料相当額を支援金として交付します。

【申請】 申請書類・添付書類を地域振興課へ郵送 ※期限当日消印有効

【問合せ】 地域振興課 (☎ 21-1117) ※詳しくは市ホームページへ



## Recruitment 募集

### < NEW 地域振興券取扱店(特定事業者)募集! >

全ての橿原市民を対象に地域振興券を配布しますので、取扱店を募集しています。

【概要】 1人あたり 4,000 円 (中小店舗専用 500 円 × 4 枚、共通券 500 円 × 4 枚)  
1,000 円のお支払いにつき 500 円券 1 枚を使用可

使用期限: 6/1 (水) ~ 8/31 (水)

【資格】 ①市内に立地する店舗・事業所があること ②募集要項を遵守できること

【募集期間】 一次締切り... 3/16 (水) ※必着 最終締切り... 8/31 (水)

※登録事業者(店舗)は市ホームページに掲載(随時更新)します。なお、一次締切りまでに登録された場合は、地域振興券配布時に同封する取扱店一覧冊子にも掲載します。

【申請】 申請書に通帳の写し(表紙+1ページ~2ページ見開き)を添えて地域振興課へ郵送

【問合せ】 地域振興課 (☎ 47-2091) ※詳しくは市ホームページへ



## Enlightenment 啓発

### < 3月は自殺対策強化月間です > ~大切な人の悩みに気づいてください~

自殺者数は10年連続で減少傾向にありましたが、令和2年7月に増加に転じ、その後も減っていません。

死にたいほどの悩みを抱えた人に「気づき」、話を「聴き」、相談機関に「つなぎ」、「見守る」人がいることが必要です。様々な悩みにひとりで苦しまず、誰かに相談してみましょう。また、身近な人の「いつもと違う」に気づいたら、「眠れていますか?」など、声をかけてみてください。まずはしっかりと悩みに耳を傾け、寄り添い、そして相談機関へ繋がるようサポートすることが大切です。

<相談先> 相談窓口一覧は市ホームページからご確認ください。



#### <自殺予防のためのこころの相談>

奈良いのちの電話協会

☎ 0742-35-1000 (24時間365日)

ならこころのホットライン(精神保健福祉センター)

☎ 0744-46-5563 (平日9時~16時)

ならこころのホットラインwithコロナ

☎ 0742-81-8527

(平日16時~20時、土日祝:9時~20時 ※受付19時30分まで)

#### <大切な人を自死でなくした方へ>

奈良いのちの電話 よりそいの会 あかり事務局 ☎ 0742-35-7200 (毎週火曜10時~16時)

#### <こころの悩みや不安を感じている方へ>

SNS相談できます



#### <メンタルチェックシステム>

こころの体温計



檀原商工会議所青年部  
役員会・役員予定者会議開催!!

令和4年2月2日(水)、新型コロナウイルス感染症拡大が続いていることから、標記の会議をオンラインにて開催しました。

〈役員会 議案〉

・全国大会SETOの都たかまつ大会について

〈役員予定者会議 議案〉

- ・令和4年度檀原商工会議所青年部 会長所信(案)について
- ・令和4年度檀原商工会議所青年部 組織図(案)について
- ・令和4年度檀原商工会議所青年部 予算(案)について
- ・令和4年度檀原商工会議所青年部 青年部スケジュール(案)について



▲役員会の様子



▲役員予定者会議の様子

檀原 YEG で繋がる!!  
部員募集

お問合せ：檀原商工会議所青年部事務局  
(TEL：0744-28-4400) まで

私達、檀原商工会議所青年部は、主に檀原市内で活動している45歳までの商工業青年経済人の集まりです。沢山の人がこの街を好きになり、この街で働き、この先もずっと暮らしていけるように、豊かで住みよい郷土づくりに貢献しています。

奈良県商工会議所  
青年部連合会  
令和3年度臨時総会開催!!

令和4年2月5日(土)、新型コロナウイルス感染症拡大が続いていることから、標記総会をオンラインにて開催しました。

〈議案〉 ・令和4年度奈良県商工会議所青年部連合会役員選任(案)について



▲臨時総会の様子

事業活動報告 令和4年1月21日(金)~令和4年2月20日(日)

- 2月2日(水) 檀原商工会議所青年部役員会(阿智原会長他)
- 2月2日(水) 檀原商工会議所青年部役員予定者会議(藤原会長予定者他)
- 2月5日(土) 奈良県商工会議所青年部連合会 役員会・臨時総会(阿智原会長他)

JOSEIKAI TSUSIN

女性会  
通信

檀原商工会議所女性会主催セミナー

女性も男性も働きやすく活躍できる環境づくり  
改正・女性活躍推進法関連セミナー

令和4年1月28日(金)檀原商工会議所4階多目的スペースにおいて標記女性会主催セミナーを開催いたしました。

当日は、8名の檀原商工会議所会員の皆様に参加いただき、辻村女性会会長が挨拶を行いました。講師には特定社会保険労務士 長友 久和氏(長友社会保険労務士事務所 所長)をお迎えし、今年の4月より「一般事業主行動計画」の策定・届出義務の対象が従業員101人以上の事業主に拡大されることから、策定ポイントや届出方法、育児介護休業法などについて説明していただきました。

改正女性活躍推進法を通じた「人材不足の解消」や「男女にかかわらず従業員が活躍できる環境づくり」に繋がる話をしていただき、参加された皆様は真剣に耳を傾けられていました。



▲辻村会長

▲長友 講師



▲セミナーの様子

女性会 会員募集中!!

檀原商工会議所女性会は異業種の女性経営者などからなる団体です

Q. どのようなメンバーがいらっしゃいますか?

A. ・一人で経営者として孤軍奮闘頑張っている方  
・夫の会社に共に支えている方  
・新たに事業を起こした方  
など、各々違った立場で経営に携わっている女性メンバーの集まりです。

Q. どのような事業を行っていますか?

A. セミナー、講演会、懇親会、視察研修会、地域交流・活性化事業、社会福祉貢献活動などを行い、自己研鑽、相互交流に努めています。

お問合せ

檀原商工会議所女性会事務局  
TEL:0744-28-4400



## 掲載事業所募集!

事業内容や販路拡大・販路開拓につながる情報など事業所の情報をPRするコーナーです。掲載料無料。ご希望の方は下記まで。  
お問い合わせ先：榎原商工会議所 広報誌担当  
☎0744-28-4400  
E-mail [uketsuke@kashihara-cci.or.jp](mailto:uketsuke@kashihara-cci.or.jp)  
HP <http://kashihara-cci.or.jp>



メール

## こうぼう パン工房くるみ

8月からオープンした親子経営のパン屋です



こだわりの食パン

2021年8月に母と息子でオープンしました。  
食パンにこだわり、北海道産の「春よ恋」という粉を100%使用した角食パン、前日にお湯で小麦粉をこね、種をつくる湯種食パン、外はカリッと中はふわっと小麦本来の香りがする山型食パンの3種類を取りそろえています。  
食パン以外にも老若男女問わず、たくさんの商品から好みのパンを選んでいただけるよう「毎週新商品を1つ出す」ということを目標に、飽きられないパン屋を目指しています。



店舗の様子

所在地 〒634-0072 榎原市醍醐町342-1 オークワ醍醐店内  
TEL 0744-21-0551 E-mail [pankobokurumi.0808@gmail.com](mailto:pankobokurumi.0808@gmail.com)  
営業時間 9:00~20:00頃 定休日 火曜日



## るあな ふら すたじお Luana hula studio

内側から美しく! フラ、チェアヨガ教室



講師 miho



スタジオ

- ・文部科学省認可指導者支援ネットワーク会員フラ講師
  - ・国際ウエルネス協会認定チェアヨガ講師
  - ・フラは様々なクラスがあり、3才~80才まで所属されています
  - ・チェアヨガは男性も可
  - ・企業様の福利厚生として出張、来店lesson可
  - ・飲食店、ホテルなどのイベントでフラダンサー派遣
  - ・スポーツクラブでフラ、チェアヨガ、インストラクターもしています
- } 年齢制限なし



フラ lesson 風景



チェアヨガ lesson 風景



イベント出演 風景

所在地 〒634-0051 榎原市白檀町2丁目13-18 亀喜ビル2階B号  
TEL 090-6370-2083 E-mail [rmmimico@gmail.com](mailto:rmmimico@gmail.com)  
営業時間 9:00~21:00 定休日 土・日・祝日





檀原商工会議所「専門家連携協議会」所属の専門家の皆さまから事業所の皆さまのご質問にお答えいただく形で記事提供をいただいております。平素の事業活動に是非ともお役立てください。

ご対応いただいた専門家



弁護士法人田端綜合法律事務所

弁護士

むらい まさ ふみ  
村井 柁文

〒530-0047 大阪市北区西天満2-11-8

アメリカンビル2階

Tel: 06-6365-9110 Fax: 06-6365-9111

HP: <http://www.tabata-law.jp/index.html>

【経歴】 1973年 奈良県檀原市生まれ  
2000年 檀原市役所建設部監理課で職員として勤務  
2003年 弁護士登録

弁護士法人田端綜合法律事務所入所

2008年 檀原市役所入札監視委員

2009年 中国広東省に留学

2012年 近畿大学非常勤講師（債権保全、執行）

【専門分野】 企業法務・債権回収・交通事故・相続など

～相続法の改正～

特別受益・寄与分の期間制限、相続登記の義務化

**Q** 相続に関し、民法、不動産登記法等の一部が改正され、新たな法律の制定があったのですが、具体的にはどのような法改正や法律の制定があったのでしょうか。

**A** 特別受益・寄与分について、主張できる期限が制限されました。また、所有者不明土地の解消の対策として、相続登記の義務化が制定されました。さらに相続土地国庫帰属法などが制定されました。

**Q** 相続に時効などの期限はありますか。

**A** 遺産分割には、時効や除斥期間などの期限はありません。したがって、相続開始後、いつでも遺産分割協議をすることができます。

**Q** 特別受益・寄与分についてもいつでも主張できるのでしょうか。

**A** まず、特別受益と寄与分とは何かについて説明します。

特別受益とは、一部の相続人だけが被相続人から生前贈与や遺贈、死因贈与で受け取った株式や土地、預貯金などの財産上の利益のことをいいます。この利益を受けた相続人と他の相続人との間で、不公平が生じるので、民法上は、この利益も相続財産に含めて他の相続人と遺産分割を行うこととなります。

寄与分とは、被相続人である親の事業拡大に貢献するなど親の財産形成に貢献してきた相続人、又は被相続人の療養看護に努めてきた相続人等、被相続人の生前に被相続人に対して何らかの貢献をしてきた相続人と、他の相続人との公平を図るために設けられた制度のことです。寄与分がある相続人は、法定相続分に寄与分の額を加算して考慮されます。

前述したように遺産分割はいつでもできるので、相続開始後長期間が経過すると、証拠が散逸するなどして、他の相続人の反証が困難になります。

そこで、令和3年4月21日に可決改正した「民法等の一部を改正する法律」（以下「法改正」といいます）によって、相続開始時から10年を経過した場合には、これらの主張をすることができなくなりました。この制度は、令和5年4月までに施行されることになっています。ちなみに、施行日前に相続が開始した遺産の分割についても、適用されます。

**Q** 相続登記が義務化されると聞いたのですが、こういった内容になるのでしょうか。

**A** これは、本来司法書士が回答すべき分野かもしれませんが、相続に関連するということで、説明させていただきます。

今回の法改正によって、相続などにより所有権の取得を知った日から3年以内に登記申請することが義務付けられました。正当な理由なく登記申請を怠ったときは、10万円以下の過料に処せられます。この法律は、令和6年4月までに施行される予定です。なお、施行日前に相続の開始があった場合についても適用されます。

また、登記名義人が住所を変更した場合、2年以内に住所変更登記をすることが義務付けられました。正当な理由なく登記申請を怠ったときは、5万円以下の過料に処せられます。この法律は、令和8年4月までに施行される予定です。

**Q** 相続人の一部に行方不明者がいる場合や遺産分割協議が終わっていない場合には、3年以内に登記することが困難ですが、これらの場合、どうすればよいのでしょうか。

**A** 相続による所有権取得を知った日から3年以内に、相続人が登記名義人の法定相続人である旨を申し出て、その旨を登記する「相続人申告登記」をすれば義務を免れます。相続人申告登記は相続人全員での申請は不要です。

なお、相続人の1人が法定相続分の割合による全員の相続登記を申請することも可能ですが、戸籍や住民票の取得など手続きが煩雑です。

**Q** 今回の法改正で、預貯金などは相続したうえで、価値のない山などの不要な土地のみを相続しないことができると聞きましたが、本当でしょうか。

**A** 今回制定された相続土地国庫帰属法で、相続などにより取得した土地について、法務大臣の要件審査・承認を経たうえで、申請者が10年分の土地管理費相当額を負担すれば、不要な土地を国庫に帰属させることができるようになります。もっとも、要件が厳格なので、常に認められるわけではありません。

事業所の皆さまのお悩みを募集いたします。専門家の皆さまに聞いてみたいことなどお寄せください。ご質問、事業所名、役職、氏名、連絡先をご記入の上、右記までお送りください。形式は問いません。FAX 0744-28-4430 メール [uketsuke@kashihara-cci.or.jp](mailto:uketsuke@kashihara-cci.or.jp) (掲載については事務局にて調整させていただきます。状況によっては掲載できない場合もございます。予めご了承ください。)





〈令和4年1月度調査結果〉

業況DIは、オミクロン株の感染拡大により悪化  
先行きは、感染急拡大への警戒感から厳しい見通し

POINT

- 全産業合計の業況DIは、▲18.2（前月比▲2.4ポイント）
- 自動車関連で生産回復の動きが見られる製造業や、消費者マインドの回復により年始の初売りが好調だった小売業の業況感が改善した。一方、新型コロナウイルスのオミクロン株の感染拡大に伴い、飲食業、宿泊業などのサービス業では、イベントの中止や予約のキャンセルが相次ぎ、客足が急減した。また、幅広い業種で、部品供給制約による納品遅れ、原油価格を含む資源価格や原材料費の上昇によるコスト増加が続いており、中小企業の業況改善に向けた動きは継続も、足元で鈍さが見られる。
- 先行き見通しDIは、▲27.4（今月比▲9.2ポイント）
- オミクロン株の感染急拡大による営業時間短縮や人流抑制などの活動制約、春の観光需要喪失を不安視する声は多い。また、部品供給制約の長期化、資源価格の高騰、円安、人件費上昇などのコスト増加分の価格転嫁の遅れによる業績悪化への懸念もあり、中小企業の景況感は先行きへの警戒感が強まり、厳しい見方となっている。

LOBO調査要領

- ▶調査期間/2022年1月14日～1月20日
- ▶調査対象/全国の334商工会議所が2,599企業にヒアリング
- 内訳 | 建設業 428 製造業 635 卸売業 301 小売業 526 サービス業 709
- ▶調査項目/業況・売上・採算・資金繰り・仕入単価・販売単価・従業員の前年同月比（前年同月と比較した今月の水準）と向こう3カ月の先行き見通し（今月水準と比較した向こう3カ月（当月を除く）の先行き見通し）、自社が直面している経営上の問題など

そのほか、詳しい情報については  
<https://cci-lobo.jcci.or.jp> からご覧ください。

退職自衛官を  
雇用してみませんか？

幹部	准尉・曹	士
リーダーシップを身につけた管理者	実行力ある現場監督者	規律正しい実行者

区分	再就職年齢	再就職日
若年定年制（幹部・准尉・曹）	50歳代半ば	定年を迎える誕生日以降
任期制（士）※自衛隊新卒	20～30歳代	任期満了日以降 ※主に3月末

雇用企業の99.1%が肯定的評価  
(2017年11月全国220社対象)

雇用主様の声

自衛隊での技術・経験を活かし力を発揮  
誠実かつ敏速で、職員からの信頼も厚い

★ お問い合わせ先 ★

自衛隊奈良地方協力本部 援護課

〒630-8301 奈良市高畑町 552 奈良第2 地方合同庁舎 1F  
TEL.0742-23-7001 (代) FAX.0742-23-0717  
<https://www.mod.go.jp/pco/nara/> 奈良地方協力本部



応援します。あなたの健康!

1日量 コンドロイチン硫酸エステルナトリウム900mg配合  
フルスルチアミン塩酸塩25mg配合

ヒトミタンP

眼精疲労や腰痛・  
肩こりなどの  
筋肉・関節の痛みを  
和らげます

第3類医薬品 ビタミンB1主薬製剤



1錠中にフルスルチアミン100mg配合

アスピタンV100

眼精疲労・肩こり・  
肉体疲労時の  
V.B1補給・  
神経痛に

第3類医薬品 ビタミンB1主薬製剤



佐藤薬品工業株式会社  
0120-78-0022 <http://www.sato-yakuhin.co.jp/>

奈良県橿原市観音寺町  
9番地の2  
TEL 0744-28-0021(代)  
FAX 0744-28-0030

商品の  
購入はこちら

健康サプリの館   
<https://sato-yakuhin.shop/>



## 異業種交流事業委員会

### 委員会を開催

●日時/令和4年1月12日(水)19:00～

異業種交流事業委員会(委員長 長友 久和)を開催しました。新型コロナウイルス感染症拡大が続いていることから、長友委員長、片岡・坂本副委員長は感染症対策に配慮した当所会議室、委員はオンラインを利用したハイブリット形式での実施となりました。

前半は地域活性化事業と交流事業の二つの部門に分かれて会議を行い、後半は全委員で次年度に向けた、檀原ブランド認定事業や異業種交流事業についての協議を行いました。



▲委員会の様子

### 檀原ブランド「万葉×檀原コレクション」認定品販売会を東京で実施!!



▲販売の様子



▲販売の様子

- 日程/令和4年1月21日(金)～23日(日)
- 場所/奈良まほろば館(東京都港区新橋)
- 運営主管/檀原市商工会議所 異業種交流事業委員会

檀原ブランド「万葉×檀原コレクション」に認定された9商品の販売会を奈良の魅力を関東圏で発信する『奈良まほろば館』にて、初めて開催しました。

訪れたお客様は、認定品の説明に熱心に耳を傾け、檀原ブランド認定品を次々と購入されていました。今回の販売会は、檀原ブランドの認知度の向上と、認定品の販路拡大に繋がる絶好の機会となりました。

販売したブランド認定品(五十音順)	事業所名
飛鳥の蘇	西井牧場
瓜の奈良漬	大和物産館(株)
檀の樹	御菓子処 美松
きなこだんご(1/22(土)のみ)	(株)だんご庄
酒まんじゅう 出世男	和菓子司 鈴音堂
十返舎こだわりなすの漬物	十返舎
スイーツこんにやく ぐず切り風	(株)香久山美人
ならまき めっちゃ薄い腹巻き(金鶏)	(有)異織維工業所
はびねず 苺農家の自家製ジェラート	ファーム西川
プレミアム古都華シャーベット	

## かしはら創業塾

### 産業競争力強化法に基づき、国が認定した檀原市の「創業支援事業計画」による『かしはら創業塾』～平日午前講座～を開催

●時間/各日9:30～12:30 ●会場/檀原商工会議所 4階 多目的スペース他 ●参加者/12名

日付	講座カリキュラム	講師
1日目 1/13(木)	〈経営〉創業者の心構えと戦略的発想	中小企業診断士 渡辺 淳 氏 (株)ブルーオーキッドコンサルティング 代表取締役
2日目 1/17(月)	〈販路開拓〉マーケティングと情報発信	
3日目 1/20(木)	〈財務〉会計業務の基礎知識・財務諸表と資金繰り計画	税理士 堀内 伸浩 氏 (税理士法人C&P 代表税理士)
4日目 1/24(月)	〈人材育成〉労務管理の基礎知識と人材確保	特定社会保険労務士 長友 久和 氏 (長友社会保険労務士事務所 代表)
5日目 1/27(木)	〈政府系金融機関の融資制度と手続きの説明〉	古川 晃秀 氏 (株式会社日本政策金融公庫奈良支店 融資第二課長)
	〈金融機関が教える融資の利用とポイント〉	中山 康之 氏 (株式会社りそな銀行 融資課マネージャー)
	〈信用保証協会の融資制度の説明〉	辰己 準 氏 (奈良県信用保証協会 経営支援部 創業支援課 課長)
	〈檀原市創業支援融資に関する説明〉	坂本 拓也 氏 (檀原市 地域振興課 主査)
	〈公的支援に関する説明〉	檀原商工会議所
6日目 1/31(月)	〈事業計画策定実習①〉	
	〈事業計画策定実習②〉	中小企業診断士 渡辺 淳 氏 (株)ブルーオーキッドコンサルティング 代表取締役
7日目 2/ 4(金)	〈事業計画書の発表〉	
	〈事業計画ブラッシュアップに向けてのアドバイス〉	
	〈受講者交流会〉	



▲渡辺 講師



▲堀内 講師



▲長友 講師



▲古川 講師



▲中山 講師



▲辰己 講師

#### 受 講 者 の 声

今回の創業塾は檀原商工会議所のホームページを見て知りました。よもぎ蒸しサロンを檀原で創業したいと思い経営の勉強の為受講しました。

実際にある会社の例などを聞きながら勉強でき、とても分かりやすく良かったです。

創業後は確定申告や広報に関する講習に参加したいと思いました。



堀口 千尋 様

#### 受 講 者 の 声

ほっとくつろげるcaféの創業予定があり、準備の勉強をしたかったため受講しました。最初はということから手をつければいいのか、事業計画のプランニングも分からなかったですが受講して理解できたので良かったです。受講後も創業塾に集った人たちの同窓会兼勉強会、体験発表会などあればいいなと思いました。



山口 秀司 様

## 制度改正に伴う専門家派遣等事業

### ～消費税インボイス制度への準備と消費税軽減税率制度の再確認～経理基礎知識講習会

- 日時/令和4年1月18日(火)講習会 13:30～15:30  
個別相談 15:30～16:30
- 講師/税理士 吉田 廣彰 氏(吉田廣彰税理士事務所 代表)
- 場所/榎原商工会議所 4階 多目的スペース、会議室A
- 参加者/14名

日々の経理業務の流れや2023年10月から導入される「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」、消費税軽減税率制度の処理について講習を行いました。

受講者は、改めて経理作業の重要性を再確認するとともに、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」の概要や事業所が対応すべき注意点などに熱心に耳を傾けておられました。

講習会終了後に個別相談が実施され、講師は個別案件に対応していただきました。



▲講習会の様子



▲吉田 講師



▲個別相談

#### 受 講 者 の 声

経理や会計について少しでも扱いやすくなる様な知識を得たため受講しました。

日々の経理に関する資料をファイリングすることで経営者自身が会社の財務状態や会計情報のパラメータを的確に把握できるようになり重要だと分かりました。インボイス制度についても丁寧に説明していただき理解できたので受講して良かったです。



株式会社森の家  
代表取締役 森村 哲夫 様

## 新型コロナウイルス感染症対応のための経営相談体制強化事業

### 「事業再構築補助金」申請書作成支援個別相談会

- 日時/令和4年1月19日(水)・21日(金)  
いずれも10:00～17:00
- 講師名1/19(水) 中小企業診断士 本田 秀継 氏  
(真秀経営相談所 代表)
- 1/21(金) 中小企業診断士 吉田 喜彦 氏  
(経営システムコンサルティング事務所 代表)
- 会場名/榎原商工会議所 4階 和室

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待しづらい中、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するために中小企業等に事業再構築を支援する事業再構築補助金申請の為の専門家による個別相談会を開催し、補助金を受けるまでの道標として、申請書の書き方等アドバイスを行いました。



▲本田 専門家



▲吉田 専門家

すべては、エッポンの農業のために、  
すべては、エッポンの食卓のために。



All for Japanese Agriculture,  
All for Japanese Table



ナント種苗株式会社

〒634-0077 奈良県榎原市南八木町2丁目6-4  
TEL 0744-22-3351 FAX 0744-22-2583

HP <http://www.nanto-seed.com> E-mail [goodseed@nanto-seed.com](mailto:goodseed@nanto-seed.com)

家庭de菜園

うえぶたねやさん

家庭de菜園

一般社団法人  
日本種苗協会®

公商番号 29-007号

## 小規模事業者・中小企業者等の 経営支援に関する連携事業

### 個別経営相談会～お悩み相談～

- 日時/令和4年1月25日(火) 13:00～
- 対応相談員/  
金融相談:株式会社南都銀行  
登記に関連する相談:司法書士 中堀 彰人氏(かしは合同事務所)  
IT相談:ウェブ解析士 西嶋 遼氏(MSIN株式会社 代表取締役)
- 場所/橿原商工会議所 4階 会議室A

#### ○連携協定機関

橿原市・株式会社南都銀行・大和信用金庫・奈良中央信用金庫・株式会社りそな銀行 橿原支店、株式会社京都銀行・株式会社日本政策金融公庫 奈良支店

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける事業所等へ経営のお悩み相談ができる個別経営相談会を実施しました。今回は、金融相談、登記に関連する相談、IT相談を実施しました。



▲中堀 専門家



▲西嶋 専門家

## 工業部会 IT活用セミナー開催

### イチから始めるコミュニケーションツール 活用セミナー

- 日時/令和4年1月26日(水) 14:00～
- 講師/パソコン教室イエロー・ムーン主宰  
馬橋 明里氏
- 会場名/橿原商工会議所 多目的スペース
- 参加者数/8名

工業部会(部会長 中西 知)は、新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけにリモートワークへの関心が広まっていることから、様々な用途で使われるコミュニケーションツールについて学ぶセミナーを行いました。

受講者はコミュニケーションツールの違いや、参加者・主催者の視点でのツールの使い方などツールを活用した業務効率化について熱心に学んでおられました。



▲馬橋 講師



▲セミナーの様子

#### 受 講 者 の 声

私が参加しています「異業種交流事業委員会」でも「web」の講習会を希望していたところ、広報誌にセミナーのチラシが同封されていたので受講しました。

最近ではリモート会議が多くなり「ZOOM等」の使い方が良くわかり参考になりました。スマートフォンを使って実体験できたことが印象に残っています。今後も知的資産や広報に関する講義があれば受講したいと思います。



フラワーショップ  
おかもと医大前店  
代表 岡本 吉偉 様

## 経営力強化セミナー

### 瞬殺POPの作り方講座

- 日時/令和4年2月1日(火) 18:30～
- 講師名/中小企業診断士 石川 香代氏  
(株式会社ピーアップ 代表取締役)
- 会場名/橿原商工会議所 多目的スペース
- 参加者数/10名

POPは「売り上げアップ」に即効性を発揮することから、消費者の購買心理と行動に即した効率的なPOPの書き方を学ぶ講座を行いました。受講者は、POPのルールや書くまでの準備などの基本から、筆ペンを使ったPOP作成の実習まで熱心に学んでおられ、今回も好評にて終了しました。



▲石川 講師



▲講座の様子

#### 受 講 者 の 声

広報誌のチラシを見て知りました。講師である石川先生のセミナーは毎回受講しております。実践の時間があり一人一人見てアドバイスしてくださったので、自分の商品に当てはめることができました。

「お客様の喜ぶ顔を想像して書く」「きれいな言葉ではなくいつも使うわかる言葉で書く」ということを教わり、目から鱗でした。実践していこうと思います。



明文堂  
代表 鈴木 愛 様

## 知的資産経営セミナー

### 自社のお宝さがし講座

- 日時/令和4年2月15日(火) 18:00～
- 講師/知的資産経営認定士 福田 典生氏  
(Lotus共創研究所 代表)
- 会場名/橿原商工会議所 会議室A
- 参加者数/6名

「自社の強み=知的資産」をお宝と定義し、お宝を業績(売上)アップへと活用する講座を開催しました。

受講者は、自社に眠っているお宝(強み=知的資産)に気づき、販促に活かすことで効果的に売り上げをアップさせる方法を学び、ワークシートをつかった自社のお宝さがしを熱心に行われました。



▲福田 講師



▲セミナーの様子

#### 受 講 者 の 声

「自社に眠っているお宝に気づき効果的に売上をアップさせる」というテーマに興味があり、今後の事業展開の参考になると思い受講しました。「知的資産経営」というワードを知ることができ、経営計画書と同様に知的資産経営報告書の必要性も感じることができ、受講してよかったです。



大和物産株式会社  
代表取締役 丸山 拓也 様

## ビジネスマッチなら 檀原ビジネス商談会

### 株式会社大和屋とのオンライン個別商談会

- 日時/令和4年2月3日(木) 14:00~
- バイヤー名/田村 司氏(取締役統括部長)
- 会場名/檀原オークホテル
- 参加事業者数/4事業所

群馬県高崎市に本社がある、全国42店舗展開する株式会社大和屋を招聘し、地域の特産品や菓子類などの加工品及び雑貨を商談品目にした商談会を行いました。

新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、オンラインを活用しての実施となりました。各事業所は、会社や商品についてモニター越しに説明し、売り込みを行いました。



▲商談会の様子

### 株式会社一空との個別商談会 (バイヤーとの対面型商談)

- 日時/令和4年2月8日(火) 11:30~
- バイヤー名/金谷 弘幸氏(事業マネージャー)
- 会場名/檀原商工会議所 会議室 A
- 参加事業所/4事業所

カタログやテレビ等、通販先への卸販売を20年近く行っている株式会社一空を招聘し、シニア向け用品、健康グッズ、工芸品、生活雑貨、収納品、季節用品などカタログ通販中心の商談品目を対象にした個別商談会を開催しました。



▲商談会の様子

新型コロナウイルス感染症の対策に配慮した会場で、各事業所は、会社や商品について説明し、売り込みを行いました。

### 株式会社コンタンのオンライン個別商談会

- 日時/令和4年2月4日(金) 14:15~
- バイヤー名/鈴木 正晴氏(代表取締役)
- 会場名/檀原オークホテル
- 参加事業所数/4事業所

「ニッポンのモノづくりにお金を廻す」を標榜する株式会社コンタンを招聘し、日本製の雑貨・伝統工芸品・食料品、幅広い国産商材を利用したスイーツや菓子類、おつまみを商談品目とした個別商談会を行いました。

新型コロナウイルス感染症対策に配慮し、オンラインを活用しての実施となりました。各事業所は、会社や商品についてモニター越しに説明し、売り込みを行いました。



▲商談会の様子

#### バイヤーの声

複数のメーカー様に1日でお会いできとても充実した商談会になりました。サンプルもたくさんお持ちいただいたので、商品の興行きやOEMの話など具体的に進めることができました。後日、あらためてより具体的に商談を進めたいと思います。



株式会社一空  
事業マネージャー  
金谷 弘幸氏

#### 参加者の声

(株)一空様は通販卸業者ということで当社の商品を全国の皆様に知っていただけ、販路拡大に繋がるのではないかと思います。実際に商品を見ていただき売り込むことができ、今後に繋がる具体的な話ができただけで参加して良かったです。



太陽ニット株式会社  
営業  
渡部 駿氏

## 奈良の24時間は警備のプロにお任せください

# SECURITY ask

# 24

施設警備・機械警備・交通警備・イベント警備ほか  
多数なケースに対応できます

Building Management by  
支店:大阪・東京・奈良 営業所:名古屋



アスカ美装株式会社

本社 檀原市醍醐町296-1 TEL.0744-24-1757 <http://www.asukabiso.co.jp/>

# 役員・議員職務執行者の変更のお知らせ

常議員・2号議員

よこやま ただのり  
氏名：横山 忠則氏

事業所名：三和運輸株式会社

役職：代表取締役

(変更前：八木 保郎氏 代表取締役)



## 奈良労働局からのお知らせ

令和4年3月1日～3月31日は  
「労働条件の明示・確認月間」です!

「もシカしてシカと書面で確認を  
たシカな明示シカと受け取る」

労働基準法第15条では、労働契約を結ぶ際、賃金などの労働条件を明示した書面(労働条件通知書)を事業主から労働者に交付することを義務付けています。

本月間についてのお問い合わせは、

奈良労働局 労働基準部 監督課まで。

☎0742-32-0204

## 橿原商工会議所労働保険事務組合からのお知らせ

### 労働保険の特別加入給付基礎日額の変更を検討されている方へのご案内

翌年度の給付基礎日額の変更を検討されている方は、3月の事前申請をお勧めします!

- ◆給付基礎日額変更の事前申請とは、労災保険に特別加入している人に翌年度適用される給付基礎日額を変更するための申請を年度末(3月)に行うことをいいます。
- ◆給付基礎日額の変更は、「年度更新」期間(令和4年6月1日から7月11日まで)にも行うことができますが、令和4年4月1日から給付基礎日額変更申請の日(労働局受付日)までに万が一被災された場合には、令和4年度の給付基礎日額を変更することができません。

ご不明な点は下記へお問い合わせください。

事務委託の事業所の方は、  
橿原商工会議所労働保険事務組合へ

☎0744-28-4400

その他の方は、都道府県労働局・労働基準監督署へ  
お問い合わせください。

## 新入会員のご紹介

ご入会いただきありがとうございます!

令和3年6月～令和4年1月(順不同・敬称略)

※加入手続きの際に希望のあった事業所のみ、ご紹介をさせていただいております

代表者名(事業所名)	所在地	業種
酒井 諒弥(串カツ・もつ鍋酒場 利休)	橿原市小綱町8-15	串カツともつ鍋をメインに提供している居酒屋
杉本 正樹(活魚 一本杉)	吉野郡大淀町榎垣本870-1	一品、アルコール提供。お客様の要望に応じてお鍋一式、お寿司等
吉野 元康(グリル マロニエ)	橿原市内膳町5丁目1-27	喫茶、洋食の提供(オムライスなど)
梶谷 登三子(美食酒房 如意)	橿原市内膳町5丁目1-16	奈良の地酒と全国の銘酒、魚介料理、海鮮料理の提供
川田 喜美子(お好み焼き きみちゃん)	橿原市大久保町188-3	お好み焼き、焼きそば他、お酒の提供有
辻 愛(ペットサロン リトル、プー)	橿原市大久保町188-3	犬、猫のトリミング(シャンプー)ペット美容(ペットホテル)
梅田 裕子(セラピールームSeason)	橿原市内膳町5-4-33-302	九星気学鑑定、タロット鑑定
島田 裕次(奈良あさひ法律事務所)	橿原市新賀町237-1	法律事務所
北中 健吾(融資・補助金の窓口 奈良店)	橿原市小綱町17-38-3	経営コンサルタント
永井 正樹(鍼灸院 和氣)	橿原市上品寺町380-17	医療、福祉。鍼灸院。完全予約。体質に合わせた鍼と灸の施術。
安井 愛実(フォレストFP事務所)	橿原市中曾司町166-110	ライフプラン設計、保険見直し相談、住宅ローン相談
福井 貴之(エフ・テック)	橿原市常盤町152 パークウェイ103号	電気・ガス・熱供給・水道業、建設業。建物設備点検・工事、設備工事業、建築業
松崎 俊彦(創生エンジニア)	大和高田市今里17-13 吉村住宅	基本測量、用地測量、工事測量等、その他の土地などの調査
中本 美穂(Luana hula studio)	橿原市五条野町2024-6	教育、学習支援業。フラダンス・チェアヨガ教室
津田 幸矩(ドッグランAnn)	橿原市吉田町52番地	ドッグラン(犬を自由に運動させられる専用の広場)の運営
逸崎 杏菜(ANNA)	橿原市鳥屋町5-20	折り紙や和紙の樹脂コーティング材のアクセサリや、本物の本を使ったウェルカムボード・看板を製作。
西谷 文夫(旅行企画飛鳥)	橿原市縄手町28番地の3	通訳案内業(中国語⇄日本語)。観光案内サービス。各種団体の研修、慰安旅行等の企画手配。医療ツーリズム。
橋本 一成(barNALU)	橿原市新口町284-5	ワイン、クラフトビール、ナチュラルチーズを提供するバー
木谷 利彦(T&M工業)	橿原市見瀬町90-9 B102	解体工事業。木造、RC、S造解体、内装解体
増田 勇(増田設備)	天理市石上町579	冷凍冷蔵、設備、メンテナンス、保守及び電気工事
北村 治子(Private Salon Huit)	橿原市葛本町489-7 ファミール葛本302	女性専門のリラクゼーション温活サロン。オイルマッサージ、フェイシャルケア、よもぎ蒸し
寺坂 信廣(杏信架設)	橿原市中曾司町113-1-C102	艦艇や一般商船の製造及び修理工事。プラント新設の配管製造、その取り付け工事一式。
山口 和博(鳥やまぐち)	橿原市久米町618	焼鳥・鶏料理
米川 延子(パン工房くらみ)	橿原市醍醐町西筋見342-1 オークワ醍醐店内	パンの製造・販売(店舗にて菓子パン、食パン、惣菜パン)
柳部 優子(LimaLima)	奈良市西大寺新町1-2-2	ペット関連サービス業(ペットシッター)

事業所名	所在地	業種
特定非営利活動法人てらす	橿原市新賀町318-6	就労継続支援A型事業
株式会社中広 かしるくらぶ編集室	橿原市葛本町260-1	自社媒体の発行制作(かしるくらぶ)、広告全般他
株式会社matrix	橿原市葛本町224番地の2	不動産売買、仲介
合同会社quartetto	橿原市法花寺町50番地1	自動車販売(新車・中古車)・修理・車検・レンタカー

新:新型コロナウイルス感染症対策 商:ビジネスマッチなら榎原ビジネス商談会 ※諸状況により予定が変更となる場合があります

日(Sun)	月(Mon)	火(Tue)	水(Wed)	木(Thu)	金(Fri)	土(Sat)
27	28	1 新 経営相談窓口 ●所得税・消費税の確定申告相談(～10日) ●派遣税理士による決算・確定申告相談指導	2 新 経営相談窓口 ●青年部役員会 ●青年部役員予定者会議	3 新 経営相談窓口	4 新 経営相談窓口 ●派遣税理士による決算・確定申告相談指導	5
6	7 新 経営相談窓口	8 新 経営相談窓口 ●派遣税理士による決算・確定申告相談指導	9 新 経営相談窓口	10 新 経営相談窓口 ●派遣税理士による決算・確定申告相談指導	11 新 経営相談窓口	12
13	14 新 経営相談窓口	15 新 経営相談窓口 ●第160回日商簿記検定合格発表	16 新 経営相談窓口 ●異業種交流事業委員会	17 新 経営相談窓口	18 新 経営相談窓口 ●ビジネスプランコンテスト最終審査・表彰式	19
20	21 春分の日	22 新 経営相談窓口 商 奈良まほろば館との訪問型個別商談会 ●空き店舗対策事業委員会	23 新 経営相談窓口 WEBマーケティング入門セミナー	24 新 経営相談窓口 ●アンコンシャス・ハイアス講座	25 新 経営相談窓口 ●新入社員・若手社員フォローアップセミナー	26
27	28 新 経営相談窓口	29 新 経営相談窓口	30 新 経営相談窓口	31 新 経営相談窓口	1	2

## ハローワーク求職者情報

3月号

■お問合せは、ハローワーク大和高田へ  
TEL.0745-52-5801 担当/職業紹介部門 今仲

※令和4年2月16日現在  
ハローワークに登録されている人の一例です

No	希望職種	希望収入	希望勤務時間	学歴	住所	職歴(最新▶旧)・免許・資格
1	製造業	22万円	不問	専門(中)	榎原市	研削盤工・仕上機械工:約5年
2	運行管理事務員	30万円	8:30～17:30	中 卒	榎原市	運行管理事務員:約29年/資格:運行管理者(貨物)、大型自動車免許
3	建設・土木作業員	30万円	9:00～17:00	高 卒	榎原市	建設・土木作業員:約10年
4	金属材料製造加工/溶接・溶断	25万円	不問	大 卒	香芝市	アルミホイール製造:約6年/資格:フォークリフト運転技能者
5	製造業	20万円	8:00～17:00	高 卒	香芝市	塗装工:約7年、プラスチック成形工:約4年/資格:フォークリフト運転技能者
6	タンクローリー運転手	25万円	8:30～17:30	専門卒	香芝市	タンクローリー運転手:約14年、機械部品組立工:約4年/資格:危険物取扱者(乙種)、高圧ガス移動監視者、フォークリフト運転技能者
7	建築とび工/工場労務作業員	30万円	8:00～17:00	高 卒	大和高田市	家屋の解体業:約8年、車の部品製造:約1年/資格:準中型自動車免許
8	ビル設備管理員	20万円	8:00～17:30	大 卒	大和高田市	ビル管理人:約31年、検査装置用プログラミング:約7年/資格:エネルギー管理士、第2種電気工事士、危険物取扱者(乙種)
9	営業職	不問	不問	高 卒	葛城市	化学品販売営業員:約6年
10	営業事務/一般事務	時給950円	8:00～17:00 1日8時間程度 週3日程度	大 卒	王寺町	営業・販売事務員:約5年

貴社の印刷物にも  
お試ください。



抗菌ニスコーティングで印刷物に安心安全を+



パンフレット・チラシ・ホームページの企画から印刷・製作までトータルサポート

株式会社 **アイプリコム**

本 社 〒634-0812 奈良県榎原市今井町3-2-5  
事業所 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代360-1  
☎0744-34-3030 <https://www.aipricom.co.jp>



## “Life 榎原” 見学会受付中



福祉・介護の土地活用  
**なごみデザイン**  
Directed by 崎山組

榎原市菖蒲町に“共同生活援助”  
グループホーム OPEN

今、社会に必要とされる住まいのカタチ  
「笑い」「喜び」そして「支え合う」  
ひとりひとりの個性を大切に  
自立を目指し「ともに生きる」  
そんな街づくりがなごみデザインの答えです



☎0744-22-2353

<http://nagomidesign.com>  
〒634-0077 奈良県榎原市南八木町2丁目3-35

## オフィスビル 入居者募集中

大和八木駅より  
徒歩3分  
2F…10.9坪  
5F…9.09坪

榎原中央ビル株式会社

榎原市北八木町1丁目1-8  
TEL.0744-23-1800 FAX.0744-21-8008



わたしたちは予防医学を行い急性期医療から回復期リハビリテーション  
在宅医療と介護福祉においてトータルなケアを行っています。

社会医療法人 **平成記念会**



三和澱粉工業株式会社は  
素材の提供を通じて  
お客様の抱える課題解決に  
貢献します。

私たちは自然の恵み、トウモロコシを原料に  
「環境調和企業」を目指します。



三和澱粉工業株式会社

本社・工場 〒634-8585 奈良県榎原市雲梯町594番地  
TEL(0744)22-5531 FAX(0744)22-4177

東京オフィス 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1丁目21番5号 C-5ビル7階  
TEL(03)5294-3838 FAX(03)5209-3800

<http://www.sanwa-starch.co.jp/>